

第三十九回国会 衆議院 災害対策特別委員会 議 録 第十四号

昭和三十六年十月二十五日(水曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

委員長代理理事 古川 文吉君
理事 秋山 利恭君 理事 生田 宏一君
理事 永田 亮一君 理事 芳 秀男君
理事 岡本 隆一君 理事 角屋堅次郎君
理事 下平 正一君

大倉 三郎君 岡本 茂君
金子 一平君 藤澤 雄次君
首藤 新八君 正示啓次郎君
壽原 正一君 谷垣 專一君
辻 寛一君 原田 憲君
前田 義雄君 宮澤 胤勇君
保岡 武久君 阿部 五郎君
淡谷 悠藏君 石田 有全君
五島 虎雄君 島本 虎三君
辻原 弘市君 檜崎弥之助君
肥田 次郎君 八木 一男君
大矢 省三君 玉置 一徳君

出席國務大臣
建設大臣 中村 梅吉君
出席政府委員
厚生政務次官 森田重次郎君
厚生事務官 太幸 博邦君
(社会局長)
通商産業政務次官 森 清君
中小企業庁長官 大堀 弘君
建設技官 山内 一郎君
(河川局長)

委員外の出席者
議員 五島 虎雄君
議員 八木 一男君

十月二十五日
委員玉置一徳君辞任につき、その補
欠として大矢省三君が議長の指名で
委員に選任された。

同日
委員大矢省三君辞任につき、その補
欠として玉置一徳君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の会議に付した案件

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日の強風に際し発生した火災、同年
六月の水害、同年九月の風水害又は
同年十月二日鹿児島市に発生した火
災に伴う公営住宅法の特例等に関す
る法律案(内閣提出第五四号)

昭和三十六年六月及び七月の水害、
同年七月、八月及び九月の水害若し
くは風水害又は同年八月の北米濃地
震による災害を受けた公共土木施設
等の災害復旧等に関する特別措置法
案(内閣提出第五七号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風に
よる災害を受けた地域における伝染
病予防費に関する特別措置法案(内
閣提出第七二号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風に
よる災害を受けた社会福祉事業施設
の災害復旧費に関する特別措置法案
(内閣提出第七三号)

昭和三十六年六月及び八月の水害又
は同年九月の風水害を受けた都道府
県に対する母子福祉資金に関する国
の貸付けの特例に関する法律案(内
閣提出第七四号)

昭和三十六年五月の風水害、同年六
月、七月及び八月の水害又は同年九
月の風水害に伴う中小企業信用保険
法の特例に関する法律案(内閣提出
第七五号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害、同年九月の風水害又
は同年五月から八月までのかんばつ
により被害を受け生計が困難である
者の生活の保障に関する特別措置法
案(八木一男君外十二名提出、衆法
第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
を受けた都道府県の災害救助費に関
する特別措置法案(五島虎雄君外十
二名提出、衆法第二五号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
に関する国民健康保険事業に対する補
助に関する特別措置法案(八木一
男君外十二名提出、衆法第二六号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
に関する国民健康保険事業に対する補
助に関する特別措置法案(八木一
男君外十二名提出、衆法第二六号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
を受けた地域における公衆衛生の保
持に関する特別措置法案(五島虎雄

君外十二名提出、衆法第二七号)

○古川委員長代理 これより会議を開
きます。

委員長が所用のため少しおくれでお
見えになりますが、その間私が委員長
の職務を行ないますので、御了承を
願います。

昨二十四日付託になりました八木一
男君外十二名提出の昭和三十六年五
月二十九日及び三十日並びに十月二
日の強風に際し発生した火災、同年六
月、七月、八月及び十月の水害、同年九
月の風水害又は同年五月から八月ま
でのかんばつにより被害を受け生計が
困難である者の生活の保障に関する
特別措置法案、昭和三十六年五月二
十九日及び三十日並びに十月二日の
強風に際し発生した火災、同年六月、
七月、八月及び十月の水害、同年九
月の風水害又は同年五月から八月ま
でのかんばつにより被害を受け生計が
困難である者の生活の保障に関する
特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
を受けた地域における公衆衛生の保
持に関する特別措置法案(五島虎雄

君外十二名提出、衆法第二七号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
を受けた地域における公衆衛生の保
持に関する特別措置法案(五島虎雄

君外十二名提出、衆法第二七号)

案、以上四案を一括議題といたしま
す。

昭和三十六年五月二十九日及び三
十日並びに十月二日の強風に際し
発生した火災、同年六月、七月、
八月及び十月の水害、同年九月の
風水害又は同年五月から八月まで
のかんばつにより被害を受け生計
が困難である者の生活の保障に関
する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三
十日並びに十月二日の強風に際し
発生した火災、同年六月、七月、
八月及び十月の水害、同年九月の
風水害又は同年五月から八月まで
のかんばつにより被害を受け生計が
困難である者の生活の保障に関す
る特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
を受けた地域における公衆衛生の保
持に関する特別措置法案(五島虎雄

君外十二名提出、衆法第二七号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十
日並びに十月二日の強風に際し発生
した火災、同年六月、七月、八月及
び十月の水害又は同年九月の風水害
を受けた地域における公衆衛生の保
持に関する特別措置法案(五島虎雄

君外十二名提出、衆法第二七号)

第二条 被害地域において水害等により被害を受けた者（事業主に雇用されている者又は日雇労働者）が、業務に服する意思を有するにもかかわらず、事業所又は道路、交通機関等が水害等を受けたため相当の期間業務に服することができない状態にある場合におけるその者を含むで、生計が困難であるため保護を要する状態にあると認められるものに対しては、この法律の施行後一年間に限り、必要な保護を行なうことができる。ただし、その者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、被災者援護法（昭和三十六年法律第 号）その他政令で定める法律を除く）に定める扶助又は失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）による失業保険金を受けることができる場合には、その受けることができる扶助又は失業保険金の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 前項の場合において、生計が困難であるかどうかを判定するに当たっては、その者の資産で水害等によりその経済的価値が著しく減少していると認められるものは、参酌しないものとする。

3 保護は、都道府県知事、市長又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長が、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者又は居住地がないが若しくは居住地が明らかでない者でその管理に

属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものにつき、行なうものとする。

4 保護は、金銭を給付することによつて行なうものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによつて行なうことができる。

5 保護のための金品は、保護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準じる者に交付するものとする。

6 保護の種類、範囲、程度その他保護に關し必要な事項は、政令で定める。この場合において、当該保護の種類、範囲、程度等は、生活保護法による保護の種類、範囲、程度等を下まわるものであつてはならない。

（費用の支弁）

第三条 都道府県又は市町村は、その長が前条の規定により行なう保護に要する費用を支弁しなければならぬ。

（国の負担）

第四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が前条の規定により支弁した費用の百分の九十五を負担する。

（費用の徴収）

第五条 都道府県知事又は市町村長は、第二条の規定による保護を行なつた場合において、その保護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければ

ならない者（保護を受けた者と同一の世帯に属するその者の配偶者及び一親等の親族に限る）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその保護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受けた者で、生計が困難であるものの生活の保障に關し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四億八千万円の見込みである。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に關し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に關する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に關し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に關する特別措置法案

国は、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際して発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に關し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された地域において国民健康保険事業を行なう保険者（国民健康保険組合を除く）に対し、昭和三十六年度に限り、次の各号に規定する額の合計額の百分の九十五に相当する額から、当該保険者が当該災害により減免した保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）又は一部負担金の額を基準として当該保険者に交付される国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の規定による調整交付金の額を控除した額の範囲内で補助金を交付することができる。

一 当該保険者が昭和三十七年二月二十八日までに当該災害により減免の措置をとつた昭和三十六年度分の保険料の額が、その額と同日現在における同年年度分の保険料についての調査決定済額との合計額の千分の一に相当する額以上である場合における当該保険料の減免額

二 当該保険者が昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に行なわれた療養の給付に係る一部負担金について当該

災害により同日まで減免の措置をとつた一部負担金の額が、その額と同日までに行なわれた療養の給付に係る一部負担金の額との合計額の千分の一に相当する額以上である場合における当該一部負担金の減免額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に關し災害救助法が適用された地域において国民健康保険を行なう保険者で、災害により保険料又は一部負担金を減免したものに對し、国が補助金を交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約六億三千万円の見込みである。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に關する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府

府県の災害救助費に関する特別措置法

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた政令で定める都道府県については、昭和三十六年度に限り、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十六条中「費用の合計額が」とあるのは「費用につき」と、「収入見込額の千分の二を超過するときは、その超過額に對し」とあるのは「収入見込額に對する当該費用の合計額の割合に應じ」と、「千分の二を超える千分の二十」とあるのは「千分の二十」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に對する国庫負担に關し特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八億円の見込みである。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し

発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

（伝染病予防法の特例）

第一条 昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた政令で定める市町村が当該災害のための予防事務に關して行なつた伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第二十一条の支弁（同法第十九条第二項に關する諸費を除く）については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「全額」と、同法第二十五条第一項中「二分の一」とあるのは「十分ノ九」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

2 前項に規定する災害を受けた政令で定める都道府県が当該災害のための予防事務に關して行なつた伝染病予防法第二十二條の支弁及び同項の設定に基づく政令で定める市が当該災害のための予防事務に關して行なつた同法第十九条第二項に關する支弁については、同法第二十五条第一項中「二分の一」とあるのは「十分ノ九」と読み替

えて、同項の規定を適用する。

（水道の復旧に關する補助）

第二条 国は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村であつて、その経営する水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害の復旧をしようとするものに対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その復旧に要する費用の十分の九を補助することが出来る。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村が、その区域内に給水区域を設けて当該市町村以外の者の経営する簡易水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害につき、これを復旧して引き続き水道事業を經營するためその復旧をしようとする場合におけるその復旧に要する費用について準用する。

（汚物処理等に關する補助）

第三条 国は、第一条第一項に規定する災害を受けた政令で定める市町村が、当該災害により次の各号の一に掲げる費用を支出したときは、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の十分の九を補助することが出来る。この場合には、清掃法（昭和十九年法律第七十二号）第十八條の規定の適用はないものとする。

一 ふん尿の処理その他政令で定める清掃に要する費用
二 公衆便所又はし尿貯りゆう所、し尿積換所その他政令で定めるごみ若しくはふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用

三 当該災害による被害を受けた前号に規定する施設、し尿消化所、ごみ焼却場又は火葬場の復旧に要する費用

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持を圖るため、伝染病予防法に對する国庫負担率の特例を定めるとともに、水道施設の災害復旧費及び汚物処理等に關する費用について国が補助をすることが出来るようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約一億五千万円の見込みである。

○古川委員長代理 まず、各案の趣旨について、提出者の説明を求めます。

○五島議員 私は、日本社会党を代理いたしました。ただいま議題となりました、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の災害に關し、政府は伝染病予防費に關する特別措置法案を提案いたしております。しかしながら、公衆衛生に關する災害の影響は、單に伝染病の問題にとどまらないのであります。水道事業その他の設備に相當の被害を出しているものであります。この場合、たとえ簡易水道をとつてみましても、地元民が多額の資金を出し合つて設備したものが、災害によつて破壊されたとき、これを自己負担で復旧するに、大きな困難が伴うのであります。このような意味で、水道、汚物処理などの施設に對しても、国の負担を多くして、早急に復旧できるようにすることが、やはり国の国民に對する責任であると思ひます。

また、政府は、伝染病に限つて、国庫補助の額を三分の二になるようにしておりますが、各都道府県は災害でさまざまな支出をしてその財政が窮乏しており、県、市町村がそれぞれ六分の一を支出せねばならないということでは、地方自治体の本格的取り組みを阻害することにもなりかねないのであります。思い切つた国庫補助率の引き上げが必要であります。

この意味で、伝染病予防、簡易水道を含む水道施設、汚物処理などの諸施設について、九〇%の国庫補助を行なうというのが、本法案の趣旨であります。

慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月

七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に關し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に對する補助に關する特別措置法案に關して、その提案の理由、趣旨並びに内容、その大綱を簡単に申し上げたいと存じ

国民健康保険の適用を受けておられる国民の方々の大部分は、御承知の通り、農家の方々や、あるいは中小企業の方々や、あるいは無職の方々であつて、比較的国民の中で生活が豊かでない方が非常に多いわけでありまして、そういう方がこういう災害を受けた場合に、病気を起こした、あるいは負傷した場合に、その医療費の一部負担によつて、生活状況がさらに困窮状態にあるわけでありまして、また、そのために、医療を受けなければならぬ状態でも、医療を受けられないで、健康の回復がおくれるという状況が起りますことは、当然予想されるわけでありまして、そういう問題に対処するため、各国民健康保険事業を行なう保険者としては、そういう方々に、一部負担に對して減免をしたいという考えを持つておると存じますけれども、国民健康保険財政の非常に貧弱なために、それが十分に行なわれない状態にあるということがあります。また、そのような被保険者に対して、病気をしなくても国民健康保険料の徴収をすることは、災害を受けて生活が困難な状態においては苛酷であります。ことに、国家公務員の共済組合、あるいはまた公共企業体の共済組合等では、その組合の財政が豊かでございますので、災害を受けた方々に對して、見舞金を交付するというようなことが実際に行なわれておるのであります。ところが、このような国民健康保険の被保険者に対しては、見舞金交付というように行なうことが行なわれていないので、それに対応するためにも、保険料だけでも減免が実現されることが必要であらうかと思ひます。

現在、国民健康保険法の第七十七条で、減免をすることができるといふ規定があるわけでございますけれども、国民健康保険財政の窮乏のために、それが十分に発動されておらない状況にあります。それを十分に発動してこの問題に対処するためには、国が、財政困難な保険者に対して、国庫から支出を行なつてこの財政をカバーして、この問題を進めて参らなければならぬと思ひます。この意味におきまして、この法律によりまして昭和三十六年度までの分を補てんをしよう、ほとんど完全に補てんをしようとするわけでありまして、ごく微細なものは保険者自体で扱えると思ひますが、その間における本年度中の医療額の千分の一がこの災害によつてふえたという場合、また、本年度中の保険料総収入額の千分の一をこえる額を減免した場合は、そういう場合には国庫でこれをカバーしようとするわけでありまして、その率は百分の九十五にしたいと考えております。

このようにして、国民健康保険の医療がよい運行をされまして、災害地の被保険者の健康を守るとともに、その方々の負担を軽減したいと考えております。どうか、皆さん、慎重御審議の上、満場一致の御可決をせられますことを心からお願ひする次第でございます。(拍手)

○古川委員長代理 以上にて趣旨説明は終わりました。

○古川委員長代理 次に、内閣提出の厚生関係の三案について議題とするのでございますが、それまでに、内閣提出の昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案を議題として、質疑を行ないます。大矢省三君。

○大矢委員 本委員会は、各委員から、今日まで熱心に、今度の第二室戸台風の水害について、いろいろ質疑を、政府からの決意のほどが示されたと思うのでありますが、私は、数回の災害にあつた経験、特に、大阪の防潮堤、それに不可分であるところの地盤の沈下について、大阪の特殊な事情を、重ねて、建設省の方々にあるいはまた大蔵省の方々に聞き願つて、再度こういうことのないように、抜本的な一つの施策をお願いし、その決意のほどを私はお聞きしたいのです。きわめて短くしぼつて、私は質問を申し上げたいと思ふのであります。

御承知の通りに、今年のこの災害は、前の台風から一メートル以上オーバーしているものでありまして、あの計画でいけば、また前の高潮でありまして、すなわち、防ぎ得たかもしれせんが、一メートル大きい四メートル六十五というような、われわれの想像もしなかつた高潮のために、大きな災害を受けた。堤防が切れた場合には、干潮になりますと直ちにそれは引くのであります。ところが、御承知のように、大阪は堤防をオーバーしたのでありますから、ちやうど盆地ですりばちのようなどころに水がたまりましたからして、一週間あるいは十日間にわたり、たくさんの人たちが大きな被害を受けておるのであります。これはどういふことでございましょうか。

うことでございまして、大阪は、いふことと申すことになつたかと思ひます。今申しました地盤沈下が著しい。なるほど、新潟、東京、各府県においては沈下がございすけれども、大阪のような沈下のひどいところはないのであります。それは、大阪は名前が浪速でありまして、波が早いところでありまして、そこで、ずっと高津宮の下からアシがはえておつたところであつて、船の水路を知らすところのみおつたが、大阪の市のシンボルであります。マークであります。従つて、ずっとヨシの中であつたのを、だんだん開いていつたのでありまして、大阪の駅の梅田駅、大阪駅といつておりますが、あれは前は梅田といつたんだつた。従つて、毎年々々下がりまして、梅田の駅をおろしますと、四段またおりないといふおられないといふふうに、沈下がひどいのであります。これは皆さん御承知の通りであります。そういう特殊な泥沼であつた。その泥沼が、だんだん工場が立ち、用水はくみ上げる、あるいはビルが冷房用として水をくみ上げる、あるいは各防潮堤は矢板を打つて水を入らないようにする、あるいは河川はどんどん埋め立てる、道路は舗装されるからして、吸い込むことができない、ますます収縮して、あるいは大きな地盤沈下があるものであります。これは専門家でありまして、建設省はよく知つておる。建設省はよく知つておる。これに對して、いや、大阪は富裕都市だとか、あるいはこれは冗談だと思ひますが、せうだつて陳情にいつたときに、役人の方々が、そう完全にしたら役人は要らなくなる、そういうことを言つていなくらい、ほんとうに真剣に考へていないんだ。大阪は御承知の通りに、いわゆる経済の都市でありまして、日本の経済から申すところのウェートといふものは、きわめて重要性を持つてゐることは言うまでもないのであります。従つて、大阪を水から守るということは、日本の経済を守るということでありまして、大阪を水から守るということ、は、大阪のためではなくして、日本の国策として、国土防衛として私は最も重要視して考へなければならぬと思ひますが、言葉の上では、抜本的な対策を講ずるとか、よくわかりましたとか言うけれども、年々歳々同じことを繰り返してゐる。私は、今度は一つ思い切つて、これらの施策を、もっと事業計画を早め、あるいは補助金を出すとか、あるいはまた公債の発行に對して十分なる処置を講じてもらなければ、どうすることもいかな。あれだけ密集した。これは人間の生命の問題であります。大きな堤防が切れたからたんぼがつつたかといふことはたんなる工場のつたかといふことではない。大阪の病院のごときは、阪大は何億という機械が塩水につかしてしまつた。これらのものは、幾ら金を出したって買うことはできない。これはどの大きな損害を受けているところに言いしれぬ大阪の苦悩があるのであります。これに對して、私は、政府の方々がもっと抜本的な方策を考へて、これを具体的にこの機会にお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、大阪はこういう地質でありますから、ほかの土地に比べて非常に多いのであります。よく大阪はくい倒れたと言はれるのです。これははいゆる食べる食い倒れではないので

て私は打ち切ります。

○古川委員長代理 先ほど申し述べました議事の順序を変更いたしました。次に、昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 ただいま上程されました法律案につきまして、当局に若干質問を申し上げておきたいと思ひます。

この法案の表題並びに内容の中には、九月までの風水害に伴うところのいろいろな特例に関する条件を載せてありますが、十月の災害は、この委員会等においても考慮することに決定されております。聞くところによりますと、北海道の十月災害、道南方面を襲った水害、集中豪雨等によつて、億をこえる被害があつた、こういうようなことなのでございますが、この関係被害に対して何らここにはうたつていないというところは、まことにわれわれの方としては遺憾きわまりない。従ひまして、ここでもし入れないで何ら措置しない、これはせつかくこれを見反することになった内閣の方針に相反するのではないか、こういうふうに思うわけですが、この点等につきましても、まず資金ワクの十分なる確保ということが、最も条件として必要な点でございます。こういうようなことに對してはどういうように考えているのか、なぜここに入れて正式な措置がでなかつたのであるか、この点について、

一つ当局の責任ある御答弁を伺いたい、こういうふうに思うわけですが、

○森(清)政府委員 十の災害につきましては、島本さんの仰せの通り、私たちがとしても十分配慮したのでございませうけれども、特に行政面において指導したい、こう考えまして、実は融資につきましても、その災害復旧のための十分なるものをするように、あるいはまた信用保証の場合におきましても、北海道の信用保証協会並びに道庁等をするように強力に指導しておる次第でございます。

○島本委員 ただいまの答弁がございましたから、内容としては了解できます。ただ、言葉ですが、他の災害地並みというところとちよつと困る。いろいろございまして、ここでは、今回いろいろの特例法を適用される地帯、災害地である、こういうように私は当然解釈いたします。他の災害地と言つていろいろの意味になりますので、少し神経質かもしれないませんが、その点は、この特例に関する法律適用地域である、こういうふうには私は解釈したいと思ひますが、それで差しつかえないと思ひます。と、今答弁がございましたが、この問題等につきましても、補てん率を通常七〇%を八〇%にした、それから保険料率を通常百分の三を百分の二以内にする、こういうような恩恵がそれぞれ規定されてあるわけであつて、この十月災害は、これと同じ条件で北海道の場合はやるのだ、こういうような意味だと思ひますから、その意味をはつきりしていただければそれでけっこうだと思ひます。

○森(清)政府委員 保証料は、全く島本さんの仰せの通りに指導いたしております。

○古川委員長代理 これにて質疑を終局するに御異議はございませんか。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○古川委員長代理 これより討論に入るのでありますが、別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に入ります。

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案を採決いたします。

○古川委員長代理 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。ただいま議決いたしました法律案について、報告書の作成等については委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

午前十一時四十二分開議

○古川委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

次に、内閣提出の昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室

戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案及び昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案、以上三案を議題といたします。

御質疑はございませんか。――なければ、三案に対する質疑はこれを終了いたすことに御異議ありませんか。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○古川委員長代理 これより三案を一括討論に付します。

別に討論の通告もありませんので、採決に入ります。

まず、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案について採決いたします。

○古川委員長代理 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案、以上三件の法律案を一括採決いたします。

右各案に賛成の諸君の起立を求めます。

○古川委員長代理 起立総員。よつて、

両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○古川委員長代理 この際、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案に對し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる附帯決議が提出されております。趣旨の説明を求めます。壽原正一君。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案に對する附帯決議案

今回の災害を受けた民間社会福祉事業施設の災害復旧については、その自己負担分に対して長期低利の融資をするよう、政府において格段配慮を行なうこと。

右お願い申し上げます。

○古川委員長代理 これにて趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

ただいまの壽原正一君の提案の通り、附帯決議を付するに御異議ございませんか。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、字句の整理等の必要を生じました場合における措置等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますので、さう御了承願ひます。

○古川委員長代理 ただいま議決いたしました法律案に関する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

午後零時二分休憩

午後一時二十二分開議

○古川委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内閣提出の、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○古川委員長代理 これより討論に入るのでありますが、別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に入ります。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長代理 起立議員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○古川委員長代理 本法案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる附帯決議が提出されております。趣旨の説明を求めます。岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 ただいま提案されましたところの附帯決議について、提案理由を申し上げたいと思っております。

まず第一に、案文を朗読いたします。昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は今火災における住宅被害の極めて広範かつ激甚なる実情に鑑み、次の事項を充分配慮して住宅復旧に万遺憾なきを期すべきである。

一、今次災害についての本特例法の適用に当つては、被災地指定に覆れた地域に対する地元負担を緩和するため、特に起債充当率を引上げる等の措置を講ずるとともに公営住宅法の特例適用基準の不合理を将来是正すること。

二、公営住宅建設準備について最近の経済、物価等の現情に即した所要の改訂を行なうこと。

三、本法の他応急仮設住宅並びに住

宅金融公庫の貸付けによる住宅復旧の途を被災地の実情に即し総合的かつ迅速に処理すること。

四、十月二十三日発生した北海道森町の大火についても本特例法の趣旨にのっとり善処すること。

右決議する。

以上であります。

理由をごく簡単にいって申します。

今度の災害は、風台風でありまして、特に小さな貧しい人たちの家を選

択的に倒壊させております。それだけに、各自自治体では、それらの住宅の復旧に相当な経費を要するのであります。

が、今度の特例法の政令基準というものが相当きびしいものであり、かつ、非常に矛盾に満ちたものであるという

ことを痛感されておる次第であります。

たとえて申しますと、なるほど二百戸を越えておりますが、しかしながら、大阪市の家屋の滅失率というものは〇・〇五％であります。あるいは岸和田市であるとか、堺市であるとかいうふうなところにはいたしてしましても、〇・数％というふうなきわめてわずかな滅失率でありながら、特例法におきましては、基準にのっとりまして被害

す。しかしながら、倒壊に近いような半壊というところがずいぶんあります。な、そういう地方は、これは激甚なる被害を受けたという印象はすべての住民に与えておる。しかも、その地方を激甚地に指定することができない。このように、顕微鏡的な存在であるところの被害率でもって激甚地指定が行なわれ、相当な被害を受けているところが激甚地指定が行なわれないというふうな、非常に不合理なことが今度の災害によって発見されたわけであり

す。

従いまして、政府は、すみやかにこのような間違つたところの指定基準というものを正しくして——政治というものは公平なものでなくてはなりません。こういうような数字の誤りをや

り本法において——公営住宅法の中に特例の基準が設けられておりますが、あの基準そのものが非常に間違つておるから、こういう事態が出たわけでありまして、政府の方では、早急にこれを是正していただきまして、すべての地方にひとしいような行政が行なわれるように善処してほしい、こういうふうに私は思う次第であります。

その他の点につきましては、本委員会においてたびたび討論されたこととさせていただきます。省略させていただきます。どうぞ皆様方全員の御賛同をお願いいたしますと思ひます。

○古川委員長代理 これにて趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

ただいまの岡本隆一君の提案の通り附帯決議を付するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、字句の整理等の必要を生じました場合における措置等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。さよう御了承願ひます。

○古川委員長代理 ただいま議決いたしました法律案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決いたしました。

○古川委員長代理 この際、政府より発言を求められております。中村建設大臣。

○中村建設大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、制度上許される限りわれわれは最善を尽くしまして、決議の趣旨を実現いたしますように善処したいと思ひます。

○古川委員長代理 次に、内閣提出の昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案を議題といたします。

本案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○古川委員長代理 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案を採決いたします。

○古川委員長代理 起立総員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○古川委員長代理 本法案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる附帯決議が提出されております。趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる附帯決議を提案したいと思ひます。

まず、案文を朗読いたします。

昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案に對す

る附帯決議案

政府は本年六月以降十月にわたる累次の風水害等による公共土木施設等の災害の激甚なる実情に鑑み、再度災害防止のため積極的に改良復旧を以て早期完成を図ると共に、特に左の点に留意して公共土木施設等の災害復旧に万遺憾なきを期すべきである。

一 高潮対策事業については伊勢湾台風に準ずる特例法を制定すべきであるという本特別委員会内の強い要請を充分考慮し、高潮対策事業に対する財政的配慮を可能な限り講ずる必要がある。

(一) 大阪湾北部の今次災害は、主として地盤沈下に因るに鑑み、地下水の揚水規制、工業用水の拡充強化、防潮堤工事の完成と其の国庫負担率の引上等総合的な対策につき速かに所要の特別立法を講ずる必要がある。

(二) 和歌山県、徳島県、兵庫県及び大阪泉州海岸等の高潮対策事業については、

1 原型復旧工事につき、地盤沈下の状況、今次災害の強度等を考慮して、防災に必要且つ充分な限度において施工すること。

2 改良及び関連工事につき、一対一の原則にこだわらず、伊勢湾等高潮対策事業の例により施工すること

により、事実上伊勢湾等高潮対策事業の場合と同様の成果を収めるよう関係各省一致協力万全の努力を払うと共に、地方公共

団体の負担に対しては起債充当率の引上げ、特別交付税の配分増加等により万全の措置を講ずるものとする。

二、治山治水十ヶ年計画の繰上げ実施に努めると共に海岸保全の総合計画を速かに樹立すること

右決議する。

案文は以上の通りであります。提案理由の内容につきましては、御承知の通り、本年度の災害の中では、特に公共土木関係については、高潮対策事業をどうするかということについて、池田総理、中村建設大臣の御出席を求めて、集中的にこの問題が論議されて参りました。本特別委員会においても、伊勢湾に準じて必要な関係県については特例法を設定すべきじゃないか、こういう強い要請が出されて参ったことは、御承知の通りであります。

各般の状況からいまして、特例法の制定にまで踏み切る段階にまでは参りませんでしけれども、しかし、それは高潮対策事業の重要性というものを何ら否定するものではありません。従って、本特別委員会の附帯決議としては、大阪湾北部の高潮対策事業の關係、あるいは和歌山、徳島、兵庫及び大阪の泉州海岸等の高潮対策事業の關係については、伊勢湾等高潮対策事業の特例法に準じて、格段の財政的、今後の法制的措置等について政府の善処を要望するという意味において、本附帯決議が提案されておるわけであり

す。

なおまた、かねての質疑の中でも出ましたように、今日実施をされております治山治水十ヶ年計画については、最近の災害の実態からいまして、

積極的に繰り上げた施行が要請されておりますし、また、これと関連をいたしまして、海岸保全についても総合的な計画を立てて、治山治水、海岸保全の総合的な今後の積極的な施策が強く要請されておるわけであり、この要請を第二項にまとめたわけであり

ます。

以上、提案理由の説明を終わります。が、何とぞ皆様方の御賛同を得まして、すみやかに御可決あらんことを要請いたします。

○古川委員長代理 これにて趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○古川委員長代理 この際、政府の所見を求めます。中村建設大臣。

○中村國務大臣 ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、政府といたしまして、極力決議の御趣旨を尊重いたしまして、その実現を期して参りたいと考えております。

○古川委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

〔参照〕

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案（内閣提出第七五号）に関する報告書

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案（内閣提出第七二号）に関する報告書

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案（内閣提出第七三号）に関する報告書

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案（内閣提出第七四号）に関する報告書

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際して発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案（内閣提出第七五号）に関する報告書

同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案（内閣提出第五七号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月三十一日印刷

昭和三十六年十一月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局